

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険関連事務 基礎項目評価表

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

歌志内市は、国民健康保険の資格に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

歌志内市長

公表日

令和3年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付、保健事業等を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①資格管理に関する事務 ②保険給付に関する事務 ③保健事業に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得に関する事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等、市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">○番号法・第9条第1項 別表第1(項番16、30)○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令・第16条、第30条○オンライン資格確認の準備業務・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の30の項・番号法別表第1の主務省令第24条・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none">○番号法第19条第7号 別表第2(項番42、43、44、45)○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 <p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none">○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、120)○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の4、第24条の3、第25条の2、第35条、第38条の2、第46条、第51条、第55条の3、第59条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none">○番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)○国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課戸籍保険グループ
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務グループ(〒073-0492 北海道歌志内市字本町5番地 TEL0125-42-3212)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

市民課戸籍保険グループ(〒073-0492 北海道歌志内市字本町5番地 TEL0125-42-3217)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー	国民健康保険システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	歌志内市市民課	市民課	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	歌志内市総務課庶務企画グループ	総務課庶務グループ	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	歌志内市市民課保険医療グループ	市民課戸籍保険グループ	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第24条	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16、30) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第30条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<情報照会>番号法第19条第7号 別表第二の42及び43の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第25条 <情報提供>番号法第19条第7項 別表第二の1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93及び106の項別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条※別表第二の17、22、30、33、39、58及び88の項に係る主務省令は未公布	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27、42、43) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条の2、第26条 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、97) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の4、第24条の3、第25条の2、第35条、第38条の2、第46条、第51条、第55条の3、第59条	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民課	市民課戸籍保険グループ	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 小玉 和彦	市民課長	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成26年12月26日 時点	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計算か	平成26年12月26日 時点	平成31年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て被保険者への処理等を行うものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付、保健事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①資格管理に関する事務 ②保険給付に関する事務 ③保健事業に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得に関する事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) 	事後	
令和2年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和2年6月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16、30) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第30条 	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法 ・第9条第1項 別表第1(項番16、30) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条、第30条 ○オンライン資格確認の準備業務 ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の30の項 ・番号法別表第1の主務省令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27、42、43) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、97) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の4、第24条の3、第25条の2、第35条、第38条の2、第46条、第51条、第55条の3、第59条</p>	<p><情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番42、43、44、45) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の4、第24条の3、第25条の2、第35条、第38条の2、第46条、第51条、第55条の3、第59条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ○番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年6月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計算か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等、市町村事務処理標準システム	事前	
令和3年9月24日	公表日	令和1年6月28日	令和3年9月24日	事後	
令和3年9月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計算か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	